

## 関東地方知事会 防災・農林部会の設置について

### 1 内 容

自然災害や食糧確保等の危機に対して、地域住民の安全・安心の確保を目指し、1都9県が広域的に連携して、防災力の更なる向上を加速させる取組について検討・実施する。

### 2 経 緯

令和4年10月26日、秋の関東地方知事会議の議題であった静岡県提案「防災・防疫対策等の推進について」に関し、東京都より会議体の設置を提案、各県の賛同を得て、会として設置が決定

### 3 進め方

#### (1) 組織

- 部会内に、防災ワーキンググループ及び農林ワーキンググループを設置
- 部会は各都県の企画担当部署、ワーキンググループは各都県の防災担当部署、農林担当部署及び関連部署職員により構成
- 部会の座長、ワーキンググループのリーダー及び事務局は東京都が担当

#### (2) 検討内容

- 自然災害や食糧確保等の危機に対して、各都県の有する防災に関する様々な資源の共有や、防災機能を有する森林の適切な管理、国産農産物の消費拡大など、防災力の更なる向上に資する共同取組等について検討

#### (3) アウトプット

- 各取組事項について連携して検討を行い、共同取組等の成果を取りまとめ

#### (4) スケジュール

令和5年5月	関東地方知事会 春会議において設置決議
令和5年6月～	防災・農林部会、ワーキンググループを開催
令和5年10月	秋会議にて進捗状況及び成果を報告
令和6年	春会議及び秋会議にて進捗状況及び成果を報告

## 関東地方知事会 防災・農林部会設置要綱

### (目的)

第1条 自然災害や食糧確保等の危機に対して、地域住民の安全・安心の確保を目指し、1都9県が広域的に連携して、防災力の更なる向上を加速させる取組について検討・実施するため、関東地方知事会に関東地方知事会防災・農林部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- (1) 1都9県が有する防災に関する様々な資源や、防災に係る取組の連携強化に関する事項
- (2) 災害時の対応力に係る支援体制の広域化や重層化に資する、国や全国知事会等との連携に関する事項
- (3) 森林や農地の有する防災機能を高めるため、適正な森林管理や農地保全の推進に関する事項
- (4) 森林整備や食糧生産を促進するため、国産木材や国産農産物の需要拡大に関する事項

### (構成)

第3条 部会は、関東地方知事会構成都県の企画担当部署の課長級職員をもって構成する。

- 2 部会に座長を置く。
- 3 座長は、構成員の互選により定める。

### (座長の職務)

第4条 座長は、会務を総理し、必要に応じて部会を招集する。

### (ワーキンググループ)

第5条 防災ワーキンググループ及び農林ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループ（以下「WG」という。）の構成員は、関東地方知事会構成都県の防災担当部署、農林担当部署及び関連部署の課長級職員をもって構成する。
- 3 各WGには、グループリーダーを置く。
- 4 グループリーダーは、座長の所属する都県のWGの構成員が行う。

### (事務局)

第6条 部会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、座長の所属する都県の担当課がこれにあたる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。